**原子力災害時避難計画**

**（既存災害対策計画条項追加版作成例）**

**（原子力災害への対応）**

第〇条　福島県原子力災害広域避難計画に基づき、原子力災害対策について必要な事項を以下のとおり定め、施設利用者及び職員等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

**１　事前対策**

（１）施設管理者は、原子力災害時の緊急連絡網を別紙１のとおり定める。

（２）施設管理者は、避難先においても施設利用者個々の心身の状態等を把握できるようにするため、必要な入所者情報をいつでも持ち出せるように整理する。

※既存の利用者個々の資料がない場合は、【参考様式】を作成してください。

（３）施設管理者は、原子力災害時において施設利用者及び職員を避難させる場合に備えて、避難先、避難手段・経路等を別紙２のとおり定める。

（４）自然災害や火災の訓練の際に、原子力災害を想定した内容も加味して訓練を実施する。

**２　応急対策**

（１）施設管理者は、避難実施責任者として、原子力災害応急対策全般について一切の指揮を行うものとする。

（２）施設管理者は、原子力災害が発生した場合は、関係機関に連絡を取り、正確な情報収集と避難誘導等を行うとともに、職員等に指示等を連絡する。

（３）施設管理者は、施設及び危険物の安全確認等を行うとともに、屋内退避あるいは避難に備えた措置等を講じる。

（４）施設管理者は、救急医薬品の確保、負傷者の救出、応急手当及び病院等への移送等を行う。

（５）施設管理者は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品や入所者移送機材等の必要な資材を確保する。

（６）施設管理者は、国・県・市町村等から避難準備に関する情報を収集した場合には、利用者の避難準備を行う。

　　　また、施設管理者は、避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる施設利用者を特定し、屋内退避について判断するものとする。

なお、施設管理者は、必要に応じ、県保健福祉部担当課に対し、避難先の調整に当たって必要となる事項、避難によって健康リスクが高まる者の有無及び状態、避難に必要な車両、資機材・物資の調達、支援者の派遣など避難に関する情報伝達と支援要請を行う。

（７）施設管理者は、屋内退避指示があった場合は、指示に基づき、別紙３を基に屋内退避のための適切な措置を講じる。

（８）施設管理者は、避難指示があった場合は、県保健福祉部担当課と十分に調整を行った上で、指示に基づき、別紙３を基に施設利用者及び職員を避難させる。

　　　また、施設管理者は、避難先と避難に関して連絡・調整を行うほか、避難先で必要となる物資、資機材等を搬送する。

　　　なお、避難完了後、施設管理者は、施設利用者の家族、県保健福祉部担当課に対し、避難先、避難完了時間、施設利用者の健康状態等について速やかに報告する。

**３　避難中の対策**

（１）避難先においては、避難先の施設設備状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービスの提供に努める。

（２）施設管理者は、避難中のケアに必要な物資や介護職員等の人員の状況を随時把握し、県保健福祉部担当課に対し、不足する物資や人員の確保を要請する。